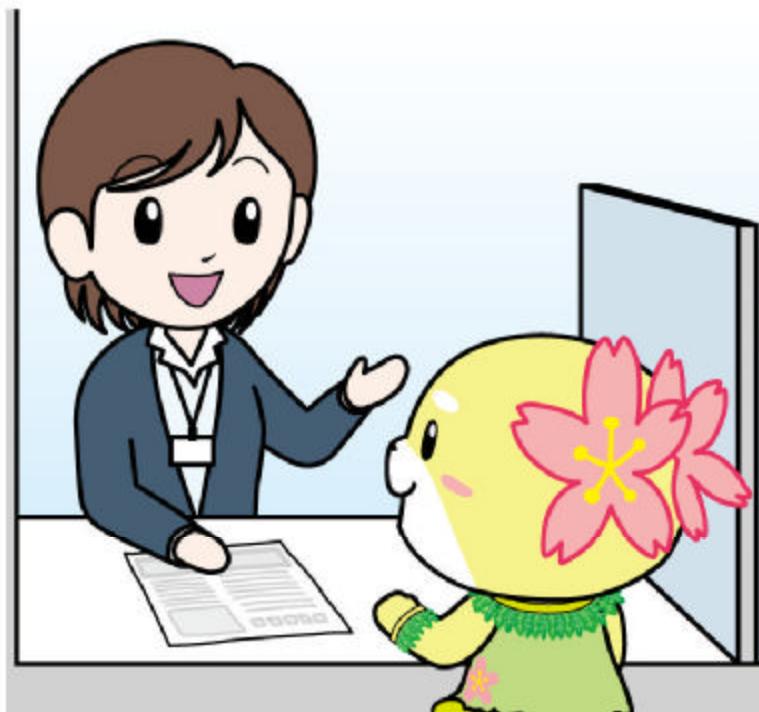


令和7年4月作成

# 認可地縁団体ハンドブック



坂戸市 市民部 市民生活課 市民活動推進係

〒350-0292 坂戸市千代田1-1-1

TEL:049-283-2619(直通)

メール:sakado31@city.sakado.lg.jp

## 目次

## I 制度の概要

## II 認可申請の手続

### III 認可後の手続

#### IV 認可の取消・解散・合併

## V 所有する不動産に係る登記の特例

VI よくある質問

VII 規約例（解説付）

VIII 樣式 · · · P28

IX 參考資料 · · · P41

## I 制度の概要

### 1 はじめに

区・自治会は、法律上「権利能力なき社団」と位置付けられ、自治会名義で不動産登記はできませんでした。そのため、区・自治会で所有している集会所などの土地や建物を会長などの個人又は複数の方の名義で不動産登記をしていることがあります。

この場合、名義人の転出や死亡などにより区・自治会の構成員でなくなつたとき、名義変更登記や相続登記などの手続が必要になる他、相続人との間で所有権をめぐるトラブルや相続人が不明になるなどの問題が発生する可能性があります。

そこで、平成3年に地方自治法が改正され、区・自治会が市町村長の認可を得て法人格を得ることにより、自治会名義で不動産登記ができるようになっています。この市町村長の認可を受けた団体を「認可地縁団体」といいます。

なお、これまで不動産を保有していない、保有する予定がない区・自治会は、認可地縁団体になることができないとされていましたが、令和3年の地方自治法の改正により、区・自治会は、不動産の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることができるようになりました。

このハンドブックでは、認可地縁団体の手続などについて紹介していきます。

### 2 「地縁による団体」とは

地方自治法第260条の2第1項において法人格付与の対象となるのは、「地縁による団体」です。地縁による団体は「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。

つまり、区・自治会のような「その区域に住んでいる人が誰でも構成員となれる団体」は、原則として「地縁による団体」と考えられます。

これに対し、青年団や婦人会、敬老会のように年齢や性別が限定される団体、又はスポーツ少年団や伝統芸能保存会のように活動の目的が限定されるような団体は対象になりません。

### 3 認可の要件

区・自治会が法人格を得るために市長の認可が必要です。  
認可の要件としては、次の4点があります。

#### (1) 目的

地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する※地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

##### ※「地域的な共同活動」とは

広く地域社会の維持や形成に資する活動のことであり、清掃、美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会活動のことを指します。スポーツ活動や芸術活動のみなど活動内容が特定分野である場合は、「地域的な共同活動」とは認められません。

#### (2) 区域

地縁による団体の区域が、住民にとって※客観的に明らかなものとして定められていること。また、この区域において当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければなりません。

##### ※「客観的に明らか」とは

町又は字及び地番あるいは住居表示による区域のほか、河川や道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態にあるという意味です。

#### (3) 構成員

地縁による団体の区域に住所を有する※全ての個人は、構成員となることができるものとし、その※相当数の者が現に構成員となっていること。

##### ※「全ての個人」とは

年齢・性別・国籍等を問わず、区域に住所を有する個人すべてという意味ですので、世帯単位を構成員とすることは認められません。

##### ※「相当数」とは

その区域内の全住民の過半数をいいます。したがって、世帯主のみではなく、構成員全員を記載した名簿を作成する必要があります。

#### (4) 規約

規約を定めていること。この規約には、①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項を定めることが必要です。

※規約例についてはP17～27を参照。

上の8つ以外の事項を定めることは問題ありません。また、規約の名称について特に制限はありませんので、「〇〇区規則」、「〇〇自治会規程」などの名称でも構いません。

### 4 認可地縁団体の義務・留意事項

- ・地方自治法や認可地縁団体の規約等に従い、適切な運営を実施する必要があります。
- ・年1回の通常総会の開催が必要です。
- ・財産目録（P41参照）を作成し、主たる事務所に備え付けている必要があります。
- ・常に構成員名簿を更新し、主たる事務所に備え付けている必要があります。
- ・特定の政党のために活動することが禁止されます。
- ・法人として破産、解散及び精算については、裁判所の監督の下に所要の手続を進めることとなります。
- ・認可後であっても従来からの区・自治会と同様に住民が自主的に組織して活動するものであり、市の指揮監督下に置かれるようなことはありません。

## II 認可申請の手続

地縁による団体が、法人格を得るために認可申請を行う際は、区・自治会の規約等に基づき招集された総会において、認可を申請する旨の議決を行う必要があります。

認可を受けようとする地縁による団体は、総会で認可申請を行う旨の決定を行った上で、代表者が認可のために必要な書類をそろえて、市に申請することになります。

申請を検討している場合は、事前に市民生活課まで御相談ください。

### 1 認可申請の提出書類

- ① 認可申請書 (P29参照)
- ② 規約 (P17~27参照)
  - 総会で議決された認可要件に合致するもの
- ③ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 (P30参照)
  - 認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名押印のあるもの
- ④ 構成員の名簿 (P31参照)
  - 構成員全員の氏名・住所を記載したもの
  - 名簿に記載するのは世帯単位ではなく、構成員の個人名であることに留意してください。構成員である場合には、子どもの名前なども記載する必要があります。
- ⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
  - 前年度の事業報告書及び決算報告書、当該年度の事業報告書及び予算書等
- ⑥ 申請者が代表者であることを証する書類 (P32参照)
  - 申請者が代表者であることを承諾した旨の承諾書で、申請者本人の署名押印のあるもの
- ⑦ 裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について (P33参照)

## 2 認可申請手続きの流れ

| 区・自治会  | 市 | 備考  |
|--|---|---|
| <pre> graph TD     A[法人化申請について話し合い] --&gt; B[事前相談]     B --&gt; C[総会の開催]     C --&gt; D[申請書類の作成・提出]     D --&gt; E[申請書類の審査]     E --&gt; F[認可・告示]     F --&gt; G[法人格取得]     </pre> |   | <p>※申請を検討している場合は、認可要件及び必要な書類等を確認するため、事前に御相談ください。</p> <p><b>【認可要件の確認】(P4~5参照)</b></p> <p>□良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っているか<br/>     □区域が客観的に明らかか<br/>     □区域内の過半数の住民が会員となっているか<br/>     □条件を満たした規約を定めているか</p> <p><b>【総会で必要事項を議決】</b></p> <p>※既存の規約がある場合は、その規約に従い開催。<br/>     □認可申請をすることについて<br/>     □規約の整備（改正）について<br/>     □保有する資産について<br/>     □代表者の選出について<br/>     □構成員について</p> <p><b>【申請書類】</b><br/>     P4を参照してください。</p> <p><b>【告示内容】</b></p> <p>①名称<br/>     ②規約に定める目的<br/>     ③区域<br/>     ④主たる事務所<br/>     ⑤代表者の氏名及び住所<br/>     ⑥裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代理者の選任有無<br/>     ⑦代理人の有無<br/>     ⑧解散の事由（規約に定めた場合）<br/>     ⑨認可年月日</p> <p>※申請から告示までの手続きは1~2週間程度かかります。告示後、代表者へ認可の通知を送付します。</p> |

### III 認可後の手続

#### 1 不動産登記について

法人格の取得により、区・自治会名で不動産登記を行うことが可能です。

登記手続きにつきましては、毎月1回行っている相続・登記相談をご利用いただくな、法務局にお問い合わせください。

##### ＜相続・登記相談＞

毎月第一火曜日 午後1時～3時 坂戸市役所内

※第一火曜日が祝日などの場合には、日程が変更となります。今年度の相談日程については市民生活課へお問い合わせいただくか、広報さかど又は市ホームページをご覧ください。

※事前予約が必要です。



##### ＜市内の法務局のお問合せ先＞

さいたま地方法務局 坂戸出張所

住所：坂戸市千代田 1-2-9

電話番号：281-0342

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで  
(土・日曜日、祝日及び年末年始を除く)

#### 2 告示事項証明書の交付について

市長の認可による告示後は、不動産登記等に必要な「告示事項証明書（市が作成する地縁団体台帳による証明書）」の交付を請求することができます。

告示事項証明書は、代表者に限らずどなたでも請求することができます。

事前に市民生活課まで御連絡ください。

##### ＜必要なもの＞

- ① 証明書交付請求書（P34参照）
- ② 住民票・印鑑証明・記載事項証明書など交付申請書（市民課様式）
- ③ 申請者の印鑑

##### ＜手数料＞

300円 ※手数料の金額は、令和7年4月1日現在のものです。

### 3 印鑑の登録・証明書の交付について

#### (1) 印鑑の登録

認可地縁団体の印鑑を1団体につき1個登録できます。登録することができるるのは、原則として代表者本人のみです。ただし、代理人が選任されている場合には、代理人が登録することができます。

事前に市民生活課へ御連絡ください。

#### ＜必要なもの＞

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書（P35参照）
  - ② 登録する団体の印鑑
  - ③ 代表者個人の印鑑（実印）
  - ④ 代表者個人の印鑑登録証明書
- 【代理人が登録する場合】
- ③ 代理人の印鑑
  - ④ 代理人の印鑑登録証明書
  - ⑤ 委任状

#### ＜手数料＞

不要

ただし、④に 300 円 ※多機能端末機の場合 150 円（マイナンバー持参）

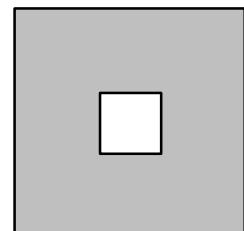
※手数料の金額は、令和7年4月1日現在のものです。

#### ＜登録できない印鑑＞

- ・ゴム印などの変形しやすいもの
- ・印鑑の大きさは、1辺が8mm以上の正方形に収まるもの  
または1辺が30mm以内の正方形に収まらないもの
- ・印影が不鮮明なもの
- ・その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

#### ※印鑑の大きさ

グレーの部分に収まる印鑑であれば登録が可能。



## (2) 印鑑登録証明書の交付

印鑑の登録後は、不動産登記に必要な「認可地縁団体印鑑登録証明書」の交付を申請することができます。事前に市民生活課へ御連絡ください。

### ＜必要なもの＞

- ① 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 (P36 参照)
- ② 住民票・印鑑証明・記載事項証明書など交付申請書 (市民課様式)
- ③ 申請者の印鑑
- ④ 登録している団体の印鑑  
【代理人が申請する場合】
- ⑤ 委任状

### ＜手数料＞

300円 ※手数料の金額は、令和7年4月1日現在のものです。

## 4 各種税金について

認可地縁団体は、納税の義務を負います。ただし、収益事業を行わない場合は、一部を除いて原則非課税または減免となります。

なお、法人の設立等に関する申告書(設立の届出)、収益事業開始の届出が必要な場合がありますので、詳しくは各機関にお問い合わせください。

| 税の種類 |       | 地縁団体の認可を受けた法人      |           | 問合せ先                                   |
|------|-------|--------------------|-----------|--|
|      |       | 収益事業を行わない場合        | 収益事業を行う場合 |  |
| 市税   | 法人市民税 | 均等割のみ課税<br>※減免措置あり | 課税        | 坂戸市役所課税課<br>税制係(内線 274)                |
|      | 固定資産税 | 課税<br>※減免措置あり      | 課税        | 坂戸市役所課税課<br>土地係(内線 265)<br>家屋係(内線 268) |
| 県税   | 法人県民税 | 均等割のみ課税<br>※減免措置あり | 課税        | 川越県税事務所<br>(049-242-1801)              |
| 国税   | 法人税   | 非課税                | 課税        | 川越税務署<br>(049-235-9411)                |
|      | 登録免許税 | 課税                 | 課税        |  |

※認可地縁団体の収益事業の範囲については、「法人税基本通達第15章」で定められています。個々の事例が収益事業に該当するかについては、川越税務署までお問い合わせください。

## 5 告示事項の変更

代表者や事務所の所在地をはじめとする「告示事項」の変更が生じた場合は、総会で議決のうえ、市に届け出が必要です。変更の告示がなされない限り、この変更事項は第三者に対抗できません。

認可地縁団体の総会議決後に、以下の提出書類を市民生活課に提出してください。

### ＜提出書類＞

- ① 告示事項変更届出書（P37参照）
- ② 告示された事項に変更があった旨を証する書類
  - 総会資料、総会の議事録の写し

## 6 規約の変更

規約の変更は、市長の認可が必要です。

なお、規約を変更する場合は、認可地縁団体の総会において、規約変更の決議が必要となり、地方自治法第260条の3（規約において定めのある場合は除く。）により、総構成員の4分の3以上の同意がないと変更できません。

総会議決後に、以下の提出書類を市民生活課に提出してください。

### ＜提出書類＞

- ① 規約変更認可申請書（P38参照）
- ② 規約変更の内容及び理由を記載した書類（任意様式）
- ③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類
  - 総会の議事録の写し（P39参照）

※例年、区・自治会長の交代時期（2月下旬頃）に市民生活課から認可地縁団体の代表者あてに告示事項及び規約の変更について通知します。なお、年度途中であっても告示事項や規約に変更があった場合は、手続きが必要になります。

## IV 認可の取消・解散・合併

### 1 認可の取消

認可地縁団体が次の事項に該当する場合、認可の取消となります。

- (1) 認可要件を満たさなくなった場合 (P2~3参照)
- (2) 不正な手段により認可を受けたとき

### 2 解散

認可地縁団体が次の事項に該当する場合、解散となります。破産、解散及び清算については、裁判所の監督下で手続を進めることとなります。

事前に市民生活課まで御相談ください。

- (1) 規約で定めた解散事由の発生
- (2) 破産手続開始の決定
- (3) 認可の取消し
- (4) 総会の決議

※規約に定めがない場合は、総会において構成員の4分の3以上の同意が必要です。

- (5) 構成員が欠けたこと。  
※構成員が「相当数」に充たなくなった場合
- (6) 合併  
※合併により認可地縁団体が消滅する場合

### 3 合併

総会の議決により、坂戸市内の他の認可地縁団体と合併することができます。合併後の認可地縁団体が設立要件に適合するか否かを改めて確認する必要があり、市長の認可を受けなければ合併の効力は生じません。

事前に市民生活課まで御相談ください。

## V 所有する不動産に係る登記の特例

認可地縁団体に名義を変更しようとした不動産の登記名義人が多数で、相続登記されていないなど登記義務者が判明しない場合があり、所有権移転の登記ができないことがあります。

このようなことから、平成27年に地方自治法が改正され、一定の要件を満たす場合、認可地縁団体が所定の手続を経ることで、認可地縁団体単独で所有権の保存または移転の登記を可能にする特例制度が創設されました。

申請を検討している場合は、事前に市民生活課まで御相談ください。

### 1 登記特例制度の要件

次の4点全ての要件を満たし、それを疎明する資料の提出が必要です。資料の具体例は、次の提出書類を御覧ください。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占領していること。
- (3) 当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないとこと。

### 2 提出書類

| 必要書類  | 備考                                  |
|---|-------------------------------------|
| ①所有不動産の登記移転等に係る公告申請書  | P40参照                               |
| ②申請不動産の登記事項証明書  | 抵当権、仮登記等の権利設定がされてないもの               |
| ③申請不動産に關し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したこと<br>を証する書類<br>・議事録 | 当該不動産の記載がある<br>保有資産目録又は保有予定資産目録でも可能 |
| ④申請者が代表者であることを証する書類<br>・認可地縁団体台帳                                      | 告示事項証明書の請求を行ってください。P8参考             |

| 必要書類   | 備考  |
|--|---|
| ⑤地方自治法第260条の6第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料                              |   |
| *1 認可地縁団体が申請不動産を所有していることがわかる資料<br>・事業報告書                         | 申請不動産の使用について記載があるもの   |
| *2 申請不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占領していることがわかる資料                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>公共料金の支払領収証</li> <li>閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本</li> <li>旧土地台帳の写し</li> <li>固定資産税の納税証明書</li> <li>固定資産課税台帳の記載事項証明書</li> <li>その他 10年以上所有していることが証明できる書類</li> </ul> <p>&lt;書類が入手困難な場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 入手困難な理由書</li> <li>ii 申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者の証言を記載した書面</li> <li>iii 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真等</li> </ul> |
| *3 申請不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の全員が認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であることわかる資料 | <ul style="list-style-type: none"> <li>認可地縁団体の構成員名簿</li> <li>認可地縁団体台帳 (④と同じ)</li> </ul> <p>&lt;構成員であったことが不明な場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 入手困難な理由書</li> <li>ii 構成員であったことについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者の証言を記載した書面</li> </ul>   |
| *4 申請不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないとわかる資料                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>不在証明書</li> <li>宛先人不明として返還された配達証明付き郵便物</li> <li>精通者等が登記関係者の現在の所在を知らないことについて証言した書面</li> </ul>  |

### 3 登記までの流れ

| 区・自治会  | 市 | 備考   |
|--|---|--|
| <pre> graph TD     A[事前準備] --&gt; B[事前相談]     B --&gt; C[総会の開催]     C --&gt; D[申請書類の作成・提出]     D --&gt; E[申請書類の審査]     E --&gt; F[公告]     F --&gt; G[情報提供]     G --&gt; H[登記手続き]     D --&gt; E   </pre> |   | <p><b>【事前準備】</b></p> <p>□申請不動産の所有者を把握する。<br/>     □要件を満たすか確認する。<br/>     □所在が判明している登記関係者から特例制度を適用することについて同意を得ておく。</p> <p>※要件及び必要な書類等を確認するため、事前に市民生活課へ御相談ください。</p> <p><b>【総会で必要事項を議決】</b></p> <p>□申請不動産の所有に至った経緯等について<br/>     □登記特例制度の申請をすることについて</p> <p><b>【申請書類】</b></p> <p>P11～12を参照してください。</p> <p><b>【告示内容】</b></p> <p>①名称、区域、主たる事務所<br/>     ②申請不動産に関する事項<br/>     ③異議を述べることができる者の範囲       <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人</li> <li>・これらの相続人</li> <li>・所有権を有することを疎明する者</li> </ul>     ④異議を述べることができる期間及び方法       <ul style="list-style-type: none"> <li>・公告期間は3ヶ月間</li> </ul>     ※異議があった場合、市から認可地縁団体に異議があった旨及び申出書内容を通知し、特例手続きは中止となります。</p> <p>※異議がなかった場合、登記関係者の同意があったとみなし、市は認可地縁団体に公告結果の情報提供を行います。</p> <p>※認可地縁団体は、情報提供を含む必要書類を用意し、法務局で登記手続きを行ってください。</p> |

## VI よくある質問

### 【認可の要件について】

Q1 不動産等を保有していないなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか？

A1 地方自治法第260条の2第1項に規定されている認可の目的は、「地域的な共同活動を円滑に行うことができるようするため」となっており、不動産などを保有する目的がない地縁による団体であっても認可の対象になります。

Q2 認可を受けようとする地縁団体の保有財産の一部に宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象になりますか？

A2 なります。地縁による団体は、いわゆる公共団体ではなく、「町又は字の区域その他市町村内の一区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」ですので、宗教的活用の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第20条第3項、第89条）との関係が生じることはありません。

Q3 不動産を取得する場合には法人格の取得は義務ですか？

A3 義務ではありません。自治会内で必要性を十分に協議したうえで決定してください。

### 【構成員について】

Q4 個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか？また、個人を構成員としても、表決権を世帯単位で1票とすることはできませんか？

A4 認可を受けた地縁による団体の構成員は、個人としてとらえることとなりおり、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々1個の表決権を有することとなります。

ただし、世帯単位で活動し意思活動を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の1票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。

**Q5 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか？**

A5 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する個人であり、区域に住所を有すること以外に年齢、性別、国籍等の条件をつけることができないとされています。したがって、未成年者を構成員から除外することはできません。

**Q6 構成員名簿には、世帯主だけではなく、世帯員であれば、生まれたばかりの子どもも記載する必要があるのでしょうか？**

A6 Q5、Q6のとおり、生まれたばかりの赤ちゃんであっても基本的には記載する必要があります。ただし、全ての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、区域の住民の過半数の加入があれば認可されるため、必ずしも名簿に記載しなければならないということではありません。

**Q7 子どもの意思はどのように確認するのでしょうか？**

A7 未成年者・幼児の表決権の行使については、民法の規定にしたがって法定代理人（親権者）の同意を要することになります。

**Q8 構成員に法人を含むことはできないのでしょうか？**

A8 地域社会における近隣関係の中心は、活動の主体である人と人のつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないと考えられるため構成員に含むことはできません。構成員とはなることができませんが、団体に対し様々な支援を行う関係から「表決権をもたない賛助会員」として位置付け、地域の活動に参加することは可能であると考えられます。

**Q9 構成員は個人とあるが会費はどうするのでしょうか？**

A9 従来どおり、世帯単位で徴収するのが一般的であると考えられます。

**Q10 構成員名簿の内容に変更があった場合、市に届け出るのでしょうか？**

A10 市へ名簿を提出するのは認可申請時のみです。その後、内容に変更があった場合は、自治会内で管理する名簿への訂正を加えていただければ結構です。

**Q11 構成員が死亡、転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持分の返還を主張することはできますか？**

A11 地縁による団体の性格を勘案すると「持分権」を想定することは適当でなく、持分の返還を主張することはできないものと解されます。

## 【書面・電磁的方法による総会の開催について】

Q12 認可地縁団体の事務の効率化や感染症対策などの観点から、総会を書面又は電磁的方法のみによる開催とすることはできますか。

A12 書面又は電磁的方法のみによる総会の開催については2つの方法があります。

1つ目の方法は、構成員に2回意思を確認する必要があります。まず、①本来であれば総会において決議すべき事項について総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことについて構成員に確認し、全員の承諾が得られた場合には、総会を開催せずに、②決議事項についての賛否を問い合わせ、書面又は電磁的方法により決議を行うことになります。なお、この場合には、通常どおりの決議要件が適用されます。

2つ目の方法は、総会において決議すべき事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があった場合、書面または電磁的方法による決議があったものとみなされます。この場合、構成員に1回の意思の確認で足りますが、当該決議事項について全員が賛成でなければ可決することはできません。一人でも否決であれば、通常どおりの総会を開催する必要があります。

Q13 電磁的方法による表決とは具体的に何を指していますか。

A13 具体的には、電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーション等を利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法などが考えられます。

## 【その他】

Q14 法人格を取得するまでの期間は、どのくらい必要でしょうか？

A14 規約変更には総会の開催が必要になるため、市へ申請するまでの準備期間として半年から1年が標準的な期間のようです。書類に不備がなければ、市では申請を受けてから約1か月程度で認可します。

Q15 法人格を取得すると市の指揮管理下におかれるのでしょうか？

A15 市は自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を満たしているかを確認するもので、市の指揮管理下におくものではありません。

## VII 規約例（解説付）

以下の規約例は、一般的な例を示したもので、規約例及び留意点を参考にしながら、各地域の実情に合った規約を作成してください。

なお、規約には、必ず次の8つの事項を定めることが必要です。

①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項

### ○○自治会規約

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 地域の防災、防火、防犯及び交通安全
- (5) 会員相互の親睦に関する事項
- (6) ○○○○○○○
- ：
- ( ) その他の会の目的達成に必要なこと。

「規約」でなくても「会則」、「規則」等でも差し支えありません。地縁による団体の目的は、スポーツや芸術などの特定の活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。ただし、その活動の内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的であることが求められます。

##### (名称)

第2条 本会は、○○○自治会と称する。

地方自治法上、団体の名称についての制限はありません。したがって、「○○自治会」「△△町内会」といった名称でよいと解されます。

##### (区域)

第3条 本会の区域は、坂戸市○○町△番地□号から△番地□号までの区域とする。

認可地縁団体の区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいです。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、坂戸市〇〇町△番地□号に置く。

この所在地が認可地縁団体の住所となります。事務所は、代表者の自宅に置く、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとすることが望まれます。規約の定め方としては、表記のように住居表示又は地番及び家屋番号により定める他、「本会の事務所は、代表者の自宅に置く。」という規約の定め方も可能と考えられます。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と定めて、表決権等は有しないものの、活動の賛助等の形で団体に参加できることとすることは可能と考えられます。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

会費は会員にとっても団体にとっても重要事項ですので、規約に金額も含めて定めるか、又は「総会において決するもの」と規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を定めた場合、金額変更の都度、規約変更の手続きのため総会の議決が必要となります。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

本条第1項は入会手続を定めるものですが、入会申込書の様式は、役員会（第25条）で定めたり、会の細則（第41条）で定めたりすればよいものです。また、入会申込書は会長

に提出することとしていますが、会として確実に受理し得る者に提出することを求めるものであり、会長の他に役員やブロック長などに提出することとしてもよいものと考えられます。

本条第2項における「正当な理由」とは、その者の加入によって、認可地縁団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も、また地方自治法の趣旨からも客観的に妥当と認められる場合をいうものですが、実際の運営上は極めて例外的な場合に限られることとなります。そのため、入会に際し、いかなる制限を課すような記載は認められません。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

前条第1項に定める入会手続きと同様の考え方によりますが、退会について本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められません。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) その他の役員 ○人
- (4) 監事 ○人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及び他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及び他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したとき

- は、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

認可地縁団体は、代表者（会長）を1名必ず選出する必要があり、また、1人または数人の監事を置くことが適当です。

また、会長が不慮の事故等により職務を行えなくなった場合などに備えて副会長を置くことが望ましいと言えます（ただし、副会長による会長の事務の代行は法律行為には及びえないことから、直ちに後任の会長を選任すべきです。）。

その他の役員は、会長及び副会長とともに役員会を構成しますが、その他の役員の中から、「会計」や「書記」等の担当役員を置くことも考えられます。その場合には、その他の役員についての職務を明らかにしておくのが適当と考えられます。

なお、役員の選任は総会において行うことが適当であり、監事は会長、副会長及び他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

#### (役員の任期)

- 第12条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

役員の任期は、地方自治法上、特に定めはありませんが、数か月といった短いものでは事務執行の一貫性確保の上で問題があり、他方、あまりに長期にわたるものも種々の弊害を生ずるといえます。また、事務執行上支障が生じないよう本条第3項の定めを置くことが望まれます。

なお、役員の解任の手續を定めようとする場合には、選任について総会議決によることが望まれることから、この場合も本条第4項のように個別に総会議決を要するものと定めるか、規約において具体的な手續を定めることが適当です。

#### 第4章 総会

##### (総会の種別)

- 第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

##### (総会の構成)

- 第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約の制定改廃に関すること。
- (4) 役員の選出に関すること。
- (5) その他本会の運営に係る重要事項に関すること。

総会は、認可地縁団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したもの以外の全ての事項について議決できます。規約の改正など地方自治法上、総会の専権事項とされているものについては規約をもってしても他に委任することはできないものです。

なお、総会で議決すべき重要事項に、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認が含まれることは当然と言えます。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

3 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

総会は、地方自治法の規定により、少なくとも毎年1回開催する必要があります。また、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要があることに留意する必要があります。

本条第2項第2号の「5分の1」の定数は、規約において増減することは法的には可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。

本条第3項は、総会を開催することなく書面又は電磁的方法による決議を行うことについて会員全員の承諾があれば、総会の開催の省略を認めるものです。電磁的方法とは、電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーション等を利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法による表決などが考えられます。なお、書面又は電磁的方法による決議を行うにあたっては、総会に関する規定を準用し、その決議は総会の決議と同一の効力を有することを定めています。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

総会の開催権限は会長が有するものですが、第16条第2項第2号及び第3号に定める会員からの開催請求及び監事による開催請求に対しては総会を招集する必要があります。したがって、第2項に定めるように、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要がある旨を規定することが適当です。

第3項は、地方自治法の規定により、少なくとも5日前までに通知を行う必要があります。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。
- 3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

- 2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○○

(2) ××××××

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

総会の議長は、出席した会員の中から選出する必要がありますが、会長は会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と定めることも可能です。

総会の定足数、議決に要する会員数については、地方自治法において特に定められていますが、表記のように規定することが適切と考えられます。なお、この定足数等については、第22条第2項により、書面又は電磁的方法による表決を行った会員及び委任により代理表決を行った会員を含めます。

第20条第2項の書面又は電磁的方法による決議においては、その議決事項について会員全員の合意が必要であり、賛否が分かれた場合には、書面又は電磁的方法による決議はできず、ひいては総会の開催の省略も認められません。

第21条第1項の表決権は会員1人1票が原則です。未成年の表決権の行使については、民法5条の規定により法定代理人の同意を要することになります。したがって、親権者の同意又は代理により行使することとなります。

第21条第2項の規定は、前項の1人1票の原則の例外として、世帯全体で1票とするものです。世帯単位で表決権行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことができませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権行使することになります。どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られます。したがって、規約変更、財産処分、解散の議決のような重要事項については認められません。又、代表者や監事の選任も行動を適用することは、適当とは考えられません。

#### (総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

総会が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。議事録は、認可申請、規約変更認可申請等に必要となります。

#### 第5章 役員会

##### (役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の○分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

認可地縁団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。

監事は、会務の執行を監視する職務上、会の執行方針等を決定する役員会に参画しないことが適当です。ただし、オブザーバーとして出席は構いません。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席会員の○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

規約において資産に関する事項を定めておく必要があります。資産の構成として、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産を全て掲げることも可能ですが、表記のように「別に定める財産目録記載の資産」と定める方が簡便と考えられます。なお、財産目録は、設立時及び毎年（年度）初3か月以内に作成しなくてはなりません。

資産の管理、運用等は、役員会の定める方法により会長が行うことが適当です。なお、役人で会計を設けた時は、日常の出納事務を会計が行うこととなります。

会の活動上、重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決（4分の3以上の議決）により行うことが適当と考えられます。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

事業計画・事業報告及び予算・決算は、認可地縁団体にとって重要事項ですから、総会の議決を経て定め、承認を受ける必要があります。

事業計画及び予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度終了後に行うためには通常総会を年2回行うことが必要となります。通常総会は、年度終了後3か月以内に(多くは1月、4月などに)1回行うのが通例と考えられ、第16条第1項もそのように定めています。したがって、年度開始当初から通常総会において予算が議決される日までの間は、予算がないことになりますので、第33条第2項のように定めておくことが実務上適当と考えられます。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。

会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的には、1月1日からその年の12月31日までか、4月1日から翌年3月31日までとする例が多いと思われます。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、坂戸市長の認可を受けなければ変更することはできない。

規約の変更は総会の専権事項となっています。また、規約の変更は市長の認可を受けなければ、その効力は生じません。

なお、総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げるには慎重であるべきです。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

解散の事由は、①規約で定めた解散事由の発生、②破産手続開始の決定、③認可の取消し、④総会の決議、⑤構成員の欠亡の場合です。なお、表記の他の解散事由を規約に定めることも可能です。

また、第2項の総会の議決を他の役員会等の議決をもって変えることはできません。総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、少数会員の意思によって解散することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。

(合併)

第38条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、坂戸市長の認可を受けなければ合併することができない。

令和4年の地方自治法の改正によって、同一市町村内の認可地縁団体同士に限って、その合併が認められました。総会議決数の「4分の3」の定数は変更することは可能ですが、解散の決議と同様、少数会員の意思によって合併することを可能とする規定は適当でないこと

に留意する必要があります。

また、合併後の認可地縁団体が認可地縁団体の設立要件に適合するか否かを改めて確認する必要があり、坂戸市長の認可を受けなれば、合併の効力は生じないこととされています。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することも可能ですが、営利法人等を帰属権利者とすることは、認可地縁団体の目的に鑑み適當ではありません。

したがって、地方公共団体や他の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適當であると考えられます。

なお、残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の決議と同様に総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。

第8章 雜則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、○○が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から○年○月○日までとする。

第41条において、規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会等でもよいのですが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります。なお、細則としては、「弔慰金規定」や「旅費規程」などが挙げられます。

附則第1項は、認可年月日から施行する場合が多いと考えられます。なお、「坂戸市長の認可の日から施行する。」と規定しても差し支えありません。したがって、設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第2項、第3項を定めることが適當です。

## Ⅷ 様式

### 【認可申請】

- P29 認可申請書
- P30 総会議事録（認可申請時）<例>
- P31 構成員名簿 <例>
- P32 承諾書
- P33 裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について

### 【認可地縁団体証明】

- P34 証明書交付請求書

### 【認可地縁団体印鑑登録】

- P35 認可地縁団体印鑑登録申請書
- P36 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

### 【告示事項変更】

- P37 告示事項変更届出書

### 【規約変更】

- P38 規約変更認可申請書
- P39 総会議事録（規約変更時）<例>

### 【認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例】

- P40 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

### 【その他】

- P41 財産目録 <例>

年 月 日

坂戸市長 石川清様

認可を受けようとする地縁による  
団体の名称及び事務所の所在地

名 称 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_

代表者の氏名及び住所

氏 名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_

### 認可申請書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好的な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

○○総会議事録 (認可申請時) <例>

年 月 日  
午前 時 分  
場所 集会所

会議の内容

司 会 氏

1 開会 氏

2 議長及び議事録署名人の選出

全員一致で下記の者が選出される。

議長 氏

議事録署名人 氏

氏

3 出席者の確認

議長は下記のとおり出席者を確認する。

○○名中 ○○名出席 (委任状出席者含む)

4 議題

(1) 地縁による団体の認可申請について

別紙、○○規約に基づき、地縁組織を確立することとする。

地縁による団体の代表者は当該年度の区長とする。

審議結果 意見なし

賛成 ○○名 反対 ○○名 保留 ○○名

(2) 事業報告・決算報告について

(3) 事業計画・予算案について

(4) 役員の改選について

閉会 氏

以上、会議の全内容を記載したものであり、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

|        |     |     |   |
|--------|-----|-----|---|
| 議長     | ○ ○ | ○ ○ | 印 |
| 議事録署名人 | ○ ○ | ○ ○ | 印 |
|        | ○ ○ | ○ ○ | 印 |

## 構成員名簿<例>

| 番号 | 住 所 | 氏 名 |
|----|-----|-----|
|    |     |     |

## 承 諾 書

年 月 日に開催された 総会において、地縁による団体の認可申請について、団体代表者は当該年度の区長とする旨の承認可決を受け、地方自治法第260条の2第1項の規定に基づく地縁による団体の代表者になることを承諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

(印)

## 裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について

年 月 日

団体の名称

代表者名

(印)

1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無 ( 有 ・ 無 )

2 裁判所による代表者の職務代行者の有無 ( 有 ・ 無 )

有の場合 住 所

氏 名 (印)

3 代理人の有無 ( 有 ・ 無 )

有の場合 住 所

氏 名 (印)

※1 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。該当のない団体は、「無」に○印をしてください。

※2 「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。該当のない団体は、「無」に○印をしてください。

参考：地方自治法の規定

・第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

・第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

# 証明書交付請求書

年 月 日

坂戸市長 石川 清 様

(請求者)

住 所

氏 名

(印)

地方自治法第260条の2第12項の規定により下記の地縁による団体の証明書を請求します。

記

1 地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地 坂戸市

2 証明書部数 部

様式第1号

認可地縁団体印鑑登録申請書

坂戸市長様

年 月 日

登録しようとする

認可地縁団体の名称

認可地縁団体印鑑

認可地縁団体の事務所の所在地

(資格)

(代表者)

生年月日

氏名

印

住所

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者  本人 住所

代理人 氏名

印

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとされている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 代表者等の氏名の欄及び申請者欄に押す印鑑は、登録されている印鑑を押印するとともに印鑑登録証明書を1通併せて提出してください。
- 4 資格 ( ) の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

## 様式第4号

## 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

坂 戸 市 長 様

年 月 日

|                     |                |       |
|---------------------|----------------|-------|
| 登録されている<br>認可地縁団体印鑑 | 認可地縁団体の名称      |       |
|                     | 認可地縁団体の事務所の所在地 |       |
| (資格)<br>氏名          | (<br>印)        | 生年月日  |
|                     |                | 年 月 日 |

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書\_\_枚の交付を申請します。

申請者  本人 住所 代理人 氏名

(印)

## (注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格( )の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載して下さい。

年 月 日

坂戸市長 石川 清 あて

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

## 告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更年月日

年 月 日

3 変更の理由

年　月　日

坂戸市長　石　川　　清　　あて

地縁による団体の名称及び事務所の所在地  
名　称  
所在地  
代表者の氏名及び住所  
氏　名  
住　所

規　約　変　更　認　可　申　請　書

地方自治法第260条の3第2項の規定により規約の変更の認可を受けたい  
ので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1　規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2　規約変更を総会で議決したことを証する書類

# ○○総会議事録 (規約変更時) <例>

年 月 日

午前○○時○○分

場所 ○○集会所

## 会議の内容

司会 ○○ 氏

1 開会 ○○ 氏

2 議長及び議事録署名人の選出

全員一致で下記の者が選出される。

議長 ○○ 氏

議事録署名人 ○○ 氏

○○ 氏

3 出席者の確認

議長は下記のとおり出席者を確認する。

○○名中 ○○名出席 (委任状出席者含む)

4 議題

(1) 地縁による団体の規約変更認可申請について

別紙、○○規約に基づき、規約変更することとする。

地縁による団体の代表者は当該年度の区長とする。

規約変更の内容 ○○

規約変更の理由 ○○

審議結果 意見なし

賛成 ○○名 反対 ○○名 保留 ○○名

(2) 事業報告・決算報告について

(3) 事業計画・予算案について

(4) 役員の改選について

5 閉会 ○○氏

以上、会議の全内容を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 議長     | ○○ ○○ | 印 |
| 議事録署名人 | ○○ ○○ | 印 |
|        | ○○ ○○ | 印 |

申請書様式（第二十二条の二関係）

年 月 日

坂戸市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称  
所在地  
代表者の氏名及び住所  
氏 名  
住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

- 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項  
・建物

| 名 称 | 延 床 面 積 | 所 在 地 |
|-----|---------|-------|
|     |         |       |

- ・土地

| 地 目 | 面 積 | 所 在 地 |
|-----|-----|-------|
|     |     |       |

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称  
住 所

(別添書類)

- 申請不動産の登記事項証明書
- 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 申請者が代表者であることを証する書類
- 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

財産目録 <例>

年 月 日

| 区分             | 所在数量等    | 金額<br>(評価額) | 備考 |
|----------------|----------|-------------|----|
| (資産の部)         |          |             |    |
| I 流動資産         |          |             |    |
| 1 現金預金         |          |             |    |
| (1) 現金         |          |             |    |
| 現金手許有高         |          |             |    |
| (2) 当座預金       | ○○銀行○○支店 |             |    |
| (3) 普通預金       | ○○銀行○○支店 |             |    |
| 2 未収会費         | ○○年度会費 人 |             |    |
| II 固定資産        |          |             |    |
| 1 土地           |          |             |    |
| 2 建物           |          |             |    |
| 3 構築物          |          |             |    |
| 4 車両運搬具        |          |             |    |
| 5 什器備品         |          |             |    |
| 6 有価証券         | ○分利国債    |             |    |
| 資産合計           |          | A           |    |
| (負債の部)         |          |             |    |
| I 流動負債         |          |             |    |
| 預り金            |          |             |    |
| II 固定負債        |          |             |    |
| 長期借入金          |          |             |    |
| ○○銀行○○支店       |          |             |    |
| 負債合計           |          | B           |    |
| 差引正味財産 (A - B) |          |             |    |

## 参考資料

地方自治法（地縁団体に関すること）

〔地縁による団体〕

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下この条及び第二百六十条の四十九第二項において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

#### 〔規約の変更〕

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

#### 〔財産目録及び構成員名簿〕

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- ② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

#### 〔代表者〕

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

#### 〔認可地縁団体の代表〕

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

〔代表者の代表権の制限〕

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

〔代表者の代理行為の委任〕

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔仮代表者〕

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

〔利益相反行為〕

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

〔監事〕

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

〔監事の職務〕

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めることは、総会に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

〔通常総会〕

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならぬ。

〔臨時総会〕

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

〔総会の招集〕

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

〔認可地縁団体の事務の執行〕

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

#### 〔総会の決議事項〕

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

#### 〔構成員の表決権〕

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- ② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
- ③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるもの）による表決をすることができる。
- ④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

#### 〔表決権のない場合〕

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

#### 〔総会の決議方法〕

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

- ② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。
- ③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
- ④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

#### 〔認可地縁団体の解散事由〕

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。
- 六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

#### 〔解散の決議〕

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

#### 〔認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

〔清算中の認可地縁団体の能力〕

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

〔清算人〕

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

〔裁判所による清算人の選任〕

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

〔清算人の解任〕

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

〔清算人の職務及び権限〕

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

〔債権の申出の催告等〕

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

〔期限経過後の債権の申出〕

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

〔清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を

引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

- ③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- ④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

〔残余財産の帰属〕

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

- ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- ③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

〔裁判所による監督〕

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- ② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

〔清算結了の届出〕

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が結了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔仮代表者の選任等に関する事件の管轄〕

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

〔不服申立ての制限〕

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔裁判所の選任する清算人の報酬〕

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

〔検査役の選任〕

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- ② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

〔認可地縁団体の合併〕

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

〔合併の認可〕

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

〔合併の不服申立て〕

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔認可地縁団体設立の事務〕

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

〔消滅団体の権利事務の承継〕

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

〔合併の告示〕

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

- ③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。
- ④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- ⑤ 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

〔認可の取消〕

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

- 一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。
  - 二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。
- ② 前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。
- ③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。
- ④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によって定める。

〔認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例〕

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
  - 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有していること。
  - 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
  - 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をするこ

とについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者(次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。)は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

- ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を見た認可地縁団体が申請情報(同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。)と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

#### [過料]

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。